平成２６年（フ）第１４号
香川県高松市上福岡町2040番地14
債務者　平井　　香（旧姓林）
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後４時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第６号
福岡県大牟田市本町４丁目４番地18　ニュースカイ22マンション506号
債務者　作村　高嗣
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第６号
北海道歌志内市字上歌17番地８
債務者　澤田あや子
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第７号
北海道滝川市黄金町西４丁目８番56号
債務者　大川　　生（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第１２号
北海道登別市幸町２丁目７番地
債務者　山田　節子
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
釧路市宮本２丁目２番５号、住民票上の住所北海道稚内市富岡２丁目13番15号
債務者　対馬　博臣
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第４９号
岩手県北上市鳩岡崎２地割39番地30　メゾン鳩岡崎５号館222号、旧住所岩手県北上市鳩岡崎３地割85番地14
債務者　井戸端　民
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第５８号
神奈川県秦野市堀西606番地の８　ゆかりハイツ202号
債務者　手塚　啓文
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１９号
香川県綾歌郡綾川町畑田1664番地67
債務者　村川　武彦
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前10時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第６号
長崎県大村市黒丸町186番地５、前住所長崎県大村市古賀島町500番地25
債務者　中島　熊夫
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第４０号
沖縄県那覇市曙３丁目９番１―202号　あけぼの市街地住宅
債務者　梅野美由紀
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２号
静岡県掛川市吉岡1770番地
債務者　溝口　　清
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第４号
静岡県御前崎市比木6271番地の３　第二富士見荘Ｃ号
債務者　大橋伊豆美
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第９号
静岡県菊川市加茂80番地　エスポワール101、旧住所静岡県菊川市堀之内637番地の２
債務者　戸塚　廣子
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
静岡県菊川市加茂80番地　エスポワール101、旧住所静岡県菊川市堀之内637番地の２
債務者　戸塚　　誠
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第２３２号
愛知県名古屋市北区山田４丁目16番17号　県営矢田住宅313号
債務者　佐藤　幸彦
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２７号
沖縄県浦添市宮城１丁目26番１―206号　仲西アパート
債務者　比嘉　育代
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部